平成２３年（フ）第４８０号
福岡県筑紫野市大字筑紫７番地１　弁入ビル305号
債務者　松尾さつき
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８１号
福岡県春日市春日８丁目60番地スイート春日202号
債務者　峯岡　聡司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８６号
福岡市博多区麦野４丁目36番12―306号
債務者　石橋　哲朗
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９１号
福岡市南区長住５丁目11番25―301号
債務者　中島　靖雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３７号
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目102番地ツリーハウス206号
債務者　野田　章一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４８号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目２番６－１号　グランメゾン今光壱号館103号
債務者　寒竹　典子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５３号
福岡市博多区東那珂２丁目３番25―202号
債務者　矢倉　寛次
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６２号
福岡市西区福重団地９番509号
債務者　出口美津枝（旧姓冨尾）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８１号
福岡市博多区博多駅南４丁目３番３号
債務者　野島　寿行
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８７号
福岡市博多区博多駅前４丁目36番12号
債務者　高橋　真美（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９３号
福岡市南区五十川２丁目14番15―301号
債務者　園川　文雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９４号
福岡市南区五十川２丁目14番15―301号
債務者　園川　美華
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９６号
福岡市博多区月隈６丁目19番24―102号
債務者　澤田　光男
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９９号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘16番402号
債務者　江頭みつる
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６００号
福岡市南区西長住３丁目25番14号
債務者　波多江光昭
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０５号
福岡市南区柳河内１丁目４番29号
債務者　大神　和宣
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３８号
福岡市南区多賀１丁目17番30―605号
債務者　竹下　龍二
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９号
大分県日田市東町１番20号
債務者　梶原河乃子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで　大分地方裁判所日田支部